

6. 各事業所での求人情報の区役所等での周知について

各事業所での求人情報を神戸市に提供いただければ、区役所のくらし支援窓口等において広く情報提供させていただきます。(神戸市ホームページに情報提供フォームの開設を予定、開設時には改めてお知らせします。)

○「コウベ de カイゴ」事業の全体像

1. 新規就職者への就職祝い金・定着一時金の支給（再掲）
2. 新規就職者への継続的な支援
令和2年度以前より進めてきた施策を継続的に実施し、介護人材確保を支援します。
 - ◆市独自の高齢者介護士認定制度、合格者にはキャリアアップ支援金（10,000円/月・最長5年）を支給
 - ◆新規採用介護・障害福祉サービス職員への住宅手当補助（14,000円/月・最長3年）
3. 区役所における求人情報等の提供
 - ◆区役所の生活支援課において、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援を実施するにあたり、窓口で就職祝い金や定着一時金の対象となる求人についての情報や、その他の就職情報専用サイト（KOBE JOB PORT、県福祉人材センター）を活用
 - ◆介護分野の情報発信や、職場体験参加（令和2年度中は交通費として2,000円支給）・求人登録支援を実施
4. 介護職の魅力発信
介護の仕事の魅力発信や、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
 - ◆「コウベ de カイゴ」リーフレット作成（再掲・他業種からの転職者の声紹介など）
 - ◆合同就職説明会（市主催1月予定）へ介護事業者の出展促進
 - ◆介護・障害福祉サービス事業所のICT化による業務負担軽減を推進

○問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局 介護保険課

TEL : 078-322-6228

・申請受付開始時に再度、お知らせさせて頂くとともに様式や実施要綱等は、神戸市ホームページ（ケアネット）に掲載する予定です。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/index.html>

神戸市福祉局介護保険課 TEL : 322-6228

FAX : 322-6049

別紙

就職祝い金・定着一時金について

○給付対象者の詳細

- ① 就職祝い金（1万円）：コロナの影響により離職された方（R2年1月以降に退職された方、介護・障害を含め前職の業界は問わない（※））であって、12月以降3月末日までに、新たに介護・障害サービス事業所へ介護職員（☆）として正規職員・フルタイム（★）で採用された方
- ② 定着一時金（10万円）：同じくコロナの影響により離職された方で、6月以降3月末日までに、新たに介護・障害サービス事業所へ正規職員・フルタイムで採用された方が「6か月間以上」就労継続した時

※法人内の別施設へ異動した職員や、同じグループ内の別法人へ転籍した場合は対象外

☆主たる業務として「直接介護を行う従事者」（ケアマネジャー、看護職員、事務職員その他は本制度の対象外）

★正規職員：期限を定めない雇用契約　フルタイム：勤務時間上限で働く雇用契約（ハローワークによる定義に基づく・雇用契約書の提出が必要）

◎就職祝い金・定着一時金は、申請時点で在職していることが必要

注）申請に際しては採用された事業所から提出頂きます。（12月中旬受付開始・開始日が決定いたしましたら改めてお知らせいたします。）

申請時に採用されたご本人から施設に提出する「委任状」で、コロナの影響による離職である旨を記載いただきます。

○申請の手順

- （1）委任状（採用者本人→事業所）と申請書兼請求書（事業所→市）の様式入手（神戸市ホームページより）
- （2）採用者本人は事業所へ委任状を提出、事業所が申請書兼請求書を市へ提出（対象者が複数名いる場合は取りまとめ）
※委任状の写し・雇用保険受給資格者証や退職証明書の写しも添付
- （3）申請書兼請求書に基づき、市より事業所へ支払
- （4）各事業所において給与等とあわせて支給
⇒祝い金を支給した方については、6か月後に改めて定着一時金を申請

別紙

就職祝い金・定着一時金について

Q 1. 対象となる「正規職員・フルタイム」の定義は何か

- ・「正規職員・フルタイム」の定義についてはハローワークの定義に従い、「定年等まで期限の定めのない雇用契約（正規職員）」「定められた労働時間の上限で働く職員（フルタイム）」としています。
- ・（登録ヘルパーは対象となりません。）
- ・申請に際して、確認のため雇用契約書の写しを提出いただきます。

Q 2. コロナの影響により離職したことを確認するのは困難ではないか

- ・今回の一時金等については、各介護・障害サービス事業所を通じて申請していただきます。
- ・その際に、本人から「コロナの影響により離職した」旨を記載した委任状とともに、雇用保険受給資格者証の写しや退職証明書など、R2年1月以降に前職を退職したことが分かる書類を提出いただきます。

Q 3. 令和2年3月まで介護職員として働いていたが、コロナの影響による家庭の事情で離職した。この12月から再び介護職員として就職したが、祝い金や一時金の対象になるのか

- ・前職が介護職員の場合も対象です。
- ・コロナの影響による離職は、ご本人の事情の場合も対象となります。
- ・令和2年1月以降にコロナの影響により退職し、介護職員の正規職員・フルタイム職員として採用されていれば対象となります。

Q 4. 令和2年4月にコロナの影響により離職、6月にパートの介護職員として介護事業所で働き始めたが、このたび12月から正規職員となることになった。この場合、就職祝い金・定着一時金の対象となるか。

- ・令和2年1月以降にコロナの影響により退職し、介護職員の正規職員・フルタイム職員として12月より採用されることとなりますので、対象となります。

別紙

就職祝い金・定着一時金について

Q 5. 法人内の別施設へ異動した職員や、同じグループ内などの別法人へ転籍した介護職員も祝い金や一時金の対象になるのか

- ・対象となるのは、コロナの影響により離職された方であって、新たに正規職員・フルタイムで採用された方ですので、異動や転籍された方は対象ではありません。

Q 6. 採用した職員が神戸市民でなくても対象になるのか

- ・神戸市内の事業所で正規職員・フルタイム職員として採用された方が対象となりますので、住所に関わらず対象となります。
- ・なお、「大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している民間人材サービス事業者の求人特集を通じて、令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所を有する求職者」を雇い入れた場合には、今回の就職祝い金・定着一時金に加えて、大阪府より事業所に対して「大阪府雇用促進支援金」の支給対象にもなる旨、案内を受けていますのでご参照ください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoushienkin/index.html>)

Q 7. 来年度は実施しないのか

- ・今回の一時金等の支給事業は、コロナの影響により離職された方への緊急的な支援として実施いたします。
- ・来年度以降については、より恒久的な支援が必要と考えており、多くの方に介護業界に就労していただけるよう、はたらきやすい職場の環境整備やイメージアップなどを継続的に取り組んでいく予定です。

Q 8. パート職員は対象ではないのか

- ・高齢者人口の増加にともない、介護職員の不足がさらに進行することも考えられ、将来的にも介護職員として継続的に勤務していただける可能性の高い正規職員・フルタイム職員に対して一時金等を支給することといたしました。

別紙

就職祝い金・定着一時金について

Q9. なぜ一時金の支給対象は6月以降の採用者とするのか

- ・今回の定着一時金の支給については、コロナの影響により離職された方への緊急的な支援という事で、さかのぼって対象としたいと考えています。
- ・5月25日（兵庫県は5月21日）まで出されていた緊急事態宣言以降、景気が悪化し、市内でも離職された方が増加していますので、これらの方が緊急事態宣言解除後、就職されることを踏まえ、6月1日以降の採用者を対象としています。
- ・なお、就職祝い金については、採用後に離職された方への対応が困難であるため、12月以降に採用された方を対象とし、さかのぼることはいたしません。

Q10. 6月に採用された方については祝い金の対象とはならないのか

- ・定着一時金の対象は「6月以降の採用」、就職祝い金の対象は「12月以降の採用」となるため、6月～11月の採用の方については、定着一時金のみ支給対象となり、就職祝い金については支給対象外です。

Q11. 申請は各個人が神戸市に対して行うのか、どのような書類が必要になるのか

- ・各個人からではなく、採用した事業所を通じて申請していただきます。現在、手続きが進められている介護従事者に対する慰労金と同様に、各個人からコロナの影響により離職した旨を記した委任状を事業所に提出していただきます。
- ・その際に、雇用保険受給資格者証の写しや退職証明書など、R2年に前職を退職したことが分かる書類もあわせて提出してください。
- ・その上で、各事業所で上記委任状・退職日の分かる書類に加えて、雇用契約書の写しを添付のうえ、神戸市へ申請していただきます。
- ・対象となる方が複数いらっしゃる場合は、取りまとめて申請することも可能です。
- ・なお、祝い金・一時金とも申請時点で在職していることが必要です。

Q12. 今回の通知文で、事業所が求人を出す際に、「神戸市の就職祝い金（1万円）・定着一時金（10万円）の対象です」とアピールする旨、記載しているがどのような趣旨か。

別紙

就職祝い金・定着一時金について

- ・各事業所で求人される際に、採用が進むよう少しでもインセンティブとなればと考えた次第です。
- ・就職祝い金・定着一時金の対象となる正規職員・フルタイムの求人情報を出す際に是非、アピールしていただければと思います。

記載例：

「神戸市の就職祝い金（1万円）・定着一時金（10万円）の対象です。※一定の条件を満たす方が支給対象となります。」

- ・また、各事業所の対象となる求人情報を本市で集約させて頂いて、区役所（くらし支援窓口）などで直接ご案内したいと考えています。この取り扱いについては、ホームページのフォームが完成次第、改めてお知らせさせていただきます。

Q13. 今回の一時金の税法上の取り扱いはどうなるのか

- ・今回の一時金等の支給は、コロナの影響により離職された方への緊急的な支援ですので、国税庁のQAによると各個人の一時的な所得（一時所得）または、その他の所得（雑所得）として取り扱われると認識しております。
- ・それぞれ、一定の金額まで非課税となる（一時所得：50万円・雑所得：20万円）が、各個人の収入状況により必要に応じて確定申告が必要となる場合があります。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm>)

Q14. 就職祝い金・定着一時金はいつ交付されるのか

- ・事業所からの申請書の提出を受けた後、内容を審査し、速やかに交付することになりますが、審査・支給手続き等のため数週間後となります。

Q15. 交付対象職員には定着一時金等をどのタイミングで支給するべきか

- ・事業所から交付対象職員への支給方法は指定しませんが、市から交付された翌月末までを目途に支給してください。